

裁判員裁判の実施状況の概要

平成 21 年 5 月 21 日の裁判員制度実施以降同年 11 月末日までの実施状況の概要は以下のとおりである。

1 概要

- (1) 11 月末日までの全国の裁判員裁判対象事件の新受人員は 990 人である。罪名別では，殺人 237 人，強盗致傷 218 人，現住建造物等放火 81 人などとなっている。【裁判員裁判の実施状況について・表 1 - 1】。庁別では，大阪地裁本庁 109 人，千葉地裁 95 人，東京地裁本庁 84 人などとなっている【裁判員裁判の実施状況について・表 1 - 2】。
また，同期間の判決で終局した人員は，全国で 82 人である。罪名別では，強盗致傷 25 人，殺人 20 人，覚せい剤取締法違反 8 人などとなっている【裁判員裁判の実施状況について・表 2 - 1】。庁別では，大阪地裁本庁が 8 人，東京地裁本庁が 6 人，さいたま地裁本庁及び千葉地裁本庁が各 5 人などとなっている【裁判員裁判の実施状況について・表 2 - 2】。また，自白・否認の別で見ると，自白が 70 人，否認が 12 人となっている【裁判員裁判の実施状況について・表 11】。
- (2) これまで選任された裁判員は 471 人，補充裁判員は 193 人となっている【裁判員裁判の実施状況について・表 7】。
- (3) アンケートに回答した裁判員の属性をみると，男性が 51.6 パーセント，女性が 44.6 パーセント，年代もほぼ各年代にわたっている。職業についてもお勤めの方が 57.7 パーセントおり，育児や介護をされている方も参加している。補充裁判員や裁判員候補者においても同様の結果となっており，幅広い層の国民が制度に参加していることが窺える【アンケート報告書・3，4，5 頁】。
- (4) 裁判員に選任された者については，選任前には積極的な参加意向を示す者（「積極的にやってみたい」及び「やってみたい」）が 26.2 パーセントで

あるのに対し、消極的な参加意向を示す者(「あまりやりたくなかった」及び「やりたくなかった」)が58.6パーセントと、後者が多数であったが、裁判員として裁判に参加した後では、98.0パーセントの方が「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことが窺える【アンケート報告書・7頁】。

2 選任手続について

(1) 11月末日までに終局した個別事件において選定された裁判員候補者は、7,423人、実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者は3,071人となっている【裁判員裁判の実施状況について・表3】。

(2) 選定された裁判員候補者7,423人中、辞退が認められた者は3,952人であり、選定候補者に占める辞退が認められた候補者の割合は、53.2パーセントである【裁判員裁判の実施状況について・表3】。

段階別にみると、調査票や質問票の回答により事前に辞退が認められた裁判員候補者は3,602人となっており、全体として柔軟かつ前倒しに辞退が認められていると思われる【裁判員裁判の実施状況について・表5】。また、選任手続期日に出席した裁判員候補者3,071人中、350人について辞退が認められており、選任手続期日においても柔軟な辞退判断が行われていることが窺える【裁判員裁判の実施状況について・表5】。

選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者(「選任手続等期日のお知らせ(呼出状)」が送付された裁判員候補者から呼出取消しがされた者を除いた者)が実際に選任手続期日に出席した割合(出席率)は85.3パーセントである【裁判員裁判の実施状況について・表4】。なお、新聞等のマスメディアは、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者から「選任手続等期日のお知らせ(呼出状)」が不到達となった者を除いた者が実際に選任手続期日に出席した割合をもって「出席率」と報道しているところ、その割合は90.3パーセントである。いずれにせよ、出席率の高さは特筆される。

(3) 辞退が認められた裁判員候補者(3,952人)の辞退事由の内訳を見ると、調査票の回答に基づく、いわゆる定型的辞退事由(裁判員法16条1号ないし7号。70歳以上、学生等)が1,330人と最も多く、従事する事業におけ

る重要な用務を理由とする（裁判員法 16 条 8 号ハ）者が 9 1 5 人，重い疾病傷害を理由とする（同法 16 条 8 号イ）者が 6 1 7 人と続いている【裁判員裁判の実施状況について・表 5】。

- (4) 選任手続期日において不選任決定がなされた裁判員候補者 2 , 3 7 4 人の内訳は，くじによって不選任となった者（裁判員法 3 7 条 3 項）が 1 , 5 6 0 人，理由を示さない不選任請求による者（同法 3 6 条）が 4 4 2 人，辞退により不選任となった者（同法 3 4 条 7 項）が 3 5 0 人などとなっている【裁判員裁判の実施状況について・表 6】。
- (5) 「裁判員選任手続期日等のお知らせ（呼出状）」は，各庁で約 6 週間前までに送付がなされているところ，裁判員，補充裁判員，裁判員候補者を問わず，アンケート回答者の多く（87.7パーセントないし91.9パーセント）が適切（「今くらいでよい」と回答している【アンケート報告書・6，10，13頁】。

3 審理について

- (1) 公判前整理手続は，裁判員が関与して終局した総人員（判決人員）8 2 人中，7 6 人（92.7パーセント）が公判前整理手続に付されてから 4 か月以内に終了している【裁判員裁判の実施状況について・表 8】。
- (2) 受理から終局までの期間は，2 人を除き，6 か月以内となっている【裁判員裁判の実施状況について・表 10】。また，全件が 5 回以内の開廷で終了し【裁判員裁判の実施状況について・表 9】，第 1 回公判期日から判決公判期日までの期間も，8 件を除き，5 日以内となっており【裁判員裁判の実施状況について・表 10】，集中審理が実施されている。
- (3) 審理の内容については，裁判員の 7 2 . 2 パーセント，補充裁判員の 8 0 . 3 パーセントが「理解しやすかった」と回答しており，国民にとってわかりやすい審理が概ね実現されているという結果が見て取れる。法曹三者の法廷等での説明についても，「わかりやすかった」と回答する者の方が多い【アンケート報告書・6，10頁】。
- (4) サンプル数は多くないが，否認事件よりも自白事件の方が，「理解しやすい」と回答する裁判員が多く（自白事件が 7 4 . 5 パーセント，否認事件が 5 6 .

9 パーセント), ほぼ想定どおりの結果となっている【アンケート報告書・8 頁】。

4 評議について

- (1) 最終評議の平均所要時間は, 全事件で 3 8 2 . 1 分, 自白事件では 3 6 0 . 1 分, 否認事件では 5 1 0 . 8 分となっている【裁判員裁判の実施状況について・表 1 1】。
- (2) 評議については, 裁判員・補充裁判員を問わず, 多くが話しやすい雰囲気であったと回答し, 裁判員の多く(7 5 . 6 パーセント) が, 十分に議論ができたと回答している。評議の進行について, 各裁判所の工夫が, 現在までのところ, 奏功していることが窺える【アンケート報告書・7, 1 1 頁】。
- (3) サンプル数は多くないものの, 審理内容を「理解しやすかった」と回答した者と「理解しにくかった」と回答した者を比較すると, 評議における議論の充実度について, 「十分に議論できた」との回答は前者の方が多く(前者が 7 8 . 4 パーセント, 後者が 6 8 . 2 パーセント), 審理のわかりやすさが評議の充実につながるということが窺える【アンケート報告書・9 頁】。

5 終局結果について

- (1) 1 1 月末までに終局判決がなされた 8 2 人全員が有罪判決となっているが, その内訳をみると, 1 人が無期懲役, 2 人が 2 0 年を超える有期懲役, 5 6 人が 3 年を超え 2 0 年以下の有期懲役, 3 8 人が 3 年以下の有期懲役(うち実刑が 5 人, 執行猶予が 1 8 人, 執行猶予となったもののうち 1 5 人が保護観察付き) となっている【裁判員裁判の実施状況について・表 1 2】。
- (2) 有罪判決を受けた 8 2 人中, 2 4 人について上訴がなされている【裁判員裁判の実施状況について・表 1 2】。

以 上